

F I A加盟企業施設認定制度

認定基準と遵守事項解説



第 1.5 版

一般社団法人日本フィットネス産業協会

F I A加盟企業施設認定制度 認定基準（ガイドライン）

（F I A加盟企業施設認証制度）

（１）施設認定基準策定の経緯

今日、スポーツ及びフィットネスに関連するサービスは急速に多様化し、様々な業態が日々提供されるようになってきている。

特に指導者や施設の安全管理と緊急対応を担う人員を配置せず 24 時間利用可能なフィットネスジムや、指導者がクラスを指導する運動強度が比較的高い施設が登場し、利用者が急増している。

こうした状況はユーザにとっては選択肢が増え、自分に合った運動形態を見つけやすくなる状況を生むこととなり、結果として産業全体の底辺拡大を牽引している。

一方、こうした状況を好機と捉える新規参入も加速し、フィットネスに長きにわたり携わる事業者やユーザから、安全かつ効果的に健康の保持・増進のためのサービスを提供する施設という観点から“品質のばらつき”が目立つことを懸念する声も聞こえてきている。こうした状況に鑑み、国内唯一のフィットネス産業の業界団体である FIA は、加盟事業者が営む施設の安心と安全性を認証する“新たな制度的枠組み”が必要と考えた。

策定したガイドラインは、先ず当協会加盟企業がその基準の維持を誓約する書面を提出することで認定事業者として申請するよう働きかけるとともに、広くこの事業を営む企業へ呼びかけ業界における普及を図るものとする。

具体的な認証のためのチェック事項は、フィットネスを提供する事業者として求められる必須の基準として以下①②を元に 2019 年 12 月に制定したものである。

また、2020 年の新型コロナウイルス感染拡大を受けたクラブにおける対応事項として③を付加した改定を同年 9 月に行った。2023 年 5 月 8 日をもって同疾病の感染症法上の分類変更を受けた業界制定ガイドラインを廃止したことに合わせ、③に対応する認定基準項目①—1—0—1 並びに①—1—0—2 について、2023 年 5 月 24 日改訂（Ver1.4）にて認証審査基準項目から削除とした。但し、将来の感染症対応時の備えとして条項記載を存置する。

- ①加盟事業者の運営する施設は利用者の安全を図り健全な運営がなされているか。
- ②運営企業は社会的コンプライアンスを遵守し信頼できる事業体であるか。
- ③施設運営にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、業界制定ガイドライン及び自治体のガイドラインに沿っているか。

（２）認定の対象となる施設

公共施設を除く、民間企業が運営する健康の保持増進や競技力向上を目的とした運動（エクササイズ）の継続的な指導管理を実践する施設。営業時のスタッフの有無を問わないが、指導者が常駐していない場合に於いても、利用者の安全確保のための準備と管理が十分に行き届いている施設。

例）総合型フィットネスクラブ／ジムスタ型クラブ／有人・無人ジム／

ブティック型スタジオ（YOGA、PILATES※、クロストレーニング、
暗闇スタジオ 等）／スイミング単体／テニス単体／体操教室等

※エクササイズの実践、運動の実践、スポーツ実践の場（施設）が前提となります。

※PILATES：主に体幹を意識して体の調整・修復を行うメソッド

※本制度は民間の運動施設を対象とした施設認証という前提に立ち、公共施設は対象外とする。

なお、本ガイドラインにおいてフィットネスとは、健康の維持・増進を目的に、体脂肪率正常化、心肺機能向上、筋力維持向上、柔軟性向上等を目指す運動全般を指す。

(3) 認定基準（ガイドライン）項目と内容

以下は策定した基準事項（申請にあたり履行していることを約す事項）、解説並びにチェックすべき具体的事項である。（別添「FIA 加盟企業施設認定基準確認書」参照。認定を受けようとする企業は、運営するすべての施設が、認証基準のすべてを満たしていることを誓約するものとする。

① 施設の健全な運営

①—1《安全》

※以下①—1—0—1 並びに①—1—0—2 は 2023 年 5 月 24 日改定により認定基準項目から除外した。

①—1—0—1

□FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドラインを遵守した施設運営を実践している。

コロナウィルス感染拡大防止を目的とした業界別運営ガイドラインは、2020 年 5 月、内閣官房により個別に推奨を受けたが、フィットネスクラブでは、FIA 制定の「フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」第 7 版（5 月 25 日）以降が該当する。認証施設の必須条件であるべき社会環境であり、これに沿った運営を行っていることが求められる。

具体的チェック：フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドラインに沿った運営を行っていること

①—1—0—2

□各自治体ごとに定める新型コロナウイルス感染予防ガイドライン並びに示す方針に従った施設運営を実践している。

前項同様、自治体により、感染拡大防止を目的に、事業者に対しそれぞれ定めた安全宣言条項順守とステッカー等による表示を制度化したが、該当地域のクラブにあっては、これに沿った運営を行っていることが求められる。

具体的チェック：地元自治体の定める安全宣言（それに類する基準）に沿っていること

①—1—1

□安全基準としてAEDを適切な場所に設置し、利用者の緊急時に対処している。

AEDは2003年頃以降、世の中に紹介されたが、FIAでは一般人の使用が解禁された2004年、全機種の代理店を招集し条件提示を求め、加盟クラブ全社に対し、フィットネス施設では必置の時代である旨と、日常訓練の必要を説き、設置を主導した。

現在ではほぼすべての施設に配置が進んでいる

「利用者の緊急時に対処」出来るには、購入設置だけでなく、消耗品・電源等機材のメンテナンスと使用者訓練が行われていることも求められる。(次項も参照)

具体的チェック：AEDが適宜の数設置されていること

①—1—2

□スタッフが常駐する施設においては、AEDを使用した救命の訓練を受けている者を配置している。

AEDは設置と共にスタッフの訓練が重要であり、FIAが2019年9月に行った緊急時対応訓練に関する加盟クラブアンケートでも平均、2カ月に1回のAED訓練、1ヵ月1.5回のCPR(心肺蘇生法)訓練を行っている。こうした体制づくりが効果的AED使用(目撃される可能性が高く、短時間内に、訓練された者によって使用される)をもたらしている。

クラブにおける利用者の安全確保から、設置だけでなく日頃の訓練体制を問う。

アンケートでは訓練の対象者を「アルバイトを含む全スタッフ」としたものが90%であった。

具体的チェック：年間数回以上AED訓練を受けた常勤者が居ること

①—1—3 図24時間営業施設を有する場合のチェック事項

□24時間営業であり、施設管理者がいない時間帯がある施設においては、十分な監視システム並びに緊急対応のシステムを構築している

2016年頃から展開が始まった長時間・無休又はそれに近い営業形態の小規模・ジム特化型施設では、時間帯により無人営業を行う場合がある。その折の施設基準として、監視カメラやセンサー等による監視・異常検知設備や、緊急時の人的対応システムが構築されていることを求めた。

具体的チェック：該当施設の場合、出入り口認証管理・緊急通報・施設内監視・緊急時駆け付けなどがシステムになっていること

①—2 《コンプライアンス》

①—2—1

□適切な会則を持って、遵法的な運営をしている

会員制フィットネスクラブは、多くが利用料（月会費）の前払い・自動引き落としなどにより収納されるとともに、クラブ（企業）は施設や指導プログラムなどのサービス（役務）を提供する義務を負うという特質を持っている。

施設・クラブ（運営会社）と利用者（会員）との契約関係を規定するのが「規約・会則」である。入会申込書は契約書ではない（FIA 見解）が、入会時に規約・会則を提示・交付し承諾の上の入会を求めている。FIA では平成 6 年以降数次にわたり「会員規約適正化指針」を会員企業に提示しており、ここでも規約会則は容易に確認できるよう公開されていることを求めている。（同指針は、平成 6 年初版、消費者契約法施行に伴う平成 13 年改定、消費者団体・障害者団体との協議を経た平成 26 年改定、平成 28 年再改定、となっている）

今次施設規格基準認定に際しては、本確認書と共にクラブの規約提出を求めている。

具体的チェック：会員規約・会則が適正に定められ、顧客に公開されていること

①—2—2

□入会、退会、休会などに関する規約を明確に提示し、説明と手続きを実施している

①—2—3

□月会費、都度利用料、新利用など、かかる費用の全てを誰が見てもわかりやすいように明確に提示している

2 項とも前項規約会則に関係するが、運営企業（クラブ）利用者（会員）の権利義務を明示することは双方にとり重要であり、その事項の制定・説明・表示（提示）について明らかにしていることを求めている。

休会や退会の手続き時期はその後の会費処理を巡るトラブルになり易い。また、会員種や会費外サービスの多様化による別料金も増加しており、いずれも明示が求められる。また、本項には直結しないが、災害等やむを得ない事情による施設の休止期間と会費の関係や、規約会則の変更・改定の公表方法なども、権利の時代にあってトラブルを予防するためには予め表示されていることが望まれる。

具体的チェック（前 2 項）：例示した項目が、明確な提示＝クラブ内の掲示・ホームページの掲載・自由にピックアップできる印刷物への掲載、手続き書類のお客様控えへの掲載、など顧客が容易に確認可能な手法で公開されていること

①—2—4

□不当景品類及び不当表示防止法に準拠し、広報・広告などの販促活動を行っている

消費者保護を標榜した運営・経営が求められる現代では、広告に関するコンプライアンスの確保が必須となっている。施設の利用権という可視化が難しい商品であるフィットネ

スクラブ会員を販売するに当たり、当業界にもしっかりと規範が求められる。募集ツールなどにおいて、利用による効果効能の表現・入会優遇条件表記のしかた、プレゼントの付け方など、関連法規を遵守した販促活動を求める。

具体的チェック：募集活動等で、優良・有利の誤認に繋がる表現を行っていないこと

①—2—5

□著作権法に準拠し、(一社)日本音楽著作権協会(JASRAC)に対し、適切な著作権料を支払っている

FIA加盟クラブでは2011年4月以降、クラブにおける音楽使用料のJASRACに対する支払いを開始した。永い間その概念もなかったものであるが、FIAは社会の変化に応じ正当な権利者(著作権者)への支払いは必要として業界内への説明を行うとともに、クラブ側が納得できる課金方法と金額水準設定の為JASRACと折衝し「使用料規定」の合意を得た。加盟クラブの自由判断・裁量を旨とするFIAにとり初の「加盟することで必須」の制度となっている。JASRAC以外の著作権管理会社との接触窓口にもなったが、管理団体側の再編もあり現在は単一となっている。

具体的チェック：JASRACとの許諾契約を交わしていること

①—2—6

□個人情報保護法に基づき、お客様及び従業員の個人情報を管理している

フィットネスクラブでは1施設当たり300人～数千人の顧客(会員)が登録されることが通常であり、住所・氏名から金融口座番号まで機微に触れる個人情報を多数管理することとなる。また、利用に伴い顧客(会員)同士の交流関係が生じたり、SNSが多用される現代にあつて、従業員と顧客の接点が増えるなど、個人情報の流失やずさんな管理によって問題が惹起するリスクは大きい。クラブには特定多数を管理する企業として、自覚を持った情報管理体制が求められる。対顧客では、他会員への会員情報開示・書類記載時の注意などがあり、内部管理では会員情報の書類管理や外部持ち出し禁止、スタッフ情報の顧客開示注意などが挙げられる。

具体的チェック：個人情報管理についての社内取り決めや制度があること

①—2—7

□暴力団対策法に準拠し、入会規定に関する説明と確認を実施している

利用者の平穏な環境を維持するとともに、企業としてそれらへの利益供与を行わないため、反社会的勢力などに属する者の利用(入会)を排除する規定(又は判明時の退会などを含む)を規約会則に明示することを求めている。また、そのような個人・組織からの利得供与要求に応じない姿勢を明示する場合もある。運営企業自体が疑義を持たれる存在で無いことは大前提とする。

具体的チェック：規約会則に反社会的勢力に属する者の利用不可や企業として利益供与をしないことなどを定めていること

①—2—8

□消防法・建築基準法・都市計画法など国並びに所属する自治体が定める基準に

準拠した施設・設備にて運営している

施設・設備が法令に定める基準を満たしていることは、災害の予防や非常時の安全な避難等、利用者及び従業員の安全確保に必要であり、その確実な履行を求めている。

具体的チェック：法に準拠した建築物により施設を開設していること

①—2—9

□プール及び温浴施設を有する施設においては、保健所などの機関への必要な届出

申請を実施していると共に、日々の運営において、定められた水質基準を維持

するための水質検査を実施している

フィットネスクラブはその施設設置自体には許認可のない業態であるが、プール及び浴室の設置・運用についてはそれぞれを所掌する法律・条例があり、営業許可を得るとともに定期的な立入検査を受けることとなる。プールにはスイミング・ダイビングレジャーなどの種類がありいずれも都道府県プール条例の対象である。また浴室は公衆浴場法・都道府県公衆浴場条例の対処となる。フィットネスクラブの浴場の多くは、公衆衛生の為の「普通公衆浴場」と異なり、サウナなどを伴う「その他の浴場」に分類される。プールも浴場も「施設基準」「水質基準」両面での管理が求められ、水質では時間を追った管理もありしっかりした管理体制の構築が必要である。

具体的チェック：浴場・プール・飲食など、必要な手続きと営業許可により開設していること

①—3《指導品質》

①—3—1

□事業主体の社員の中に1名以上の運動指導関係の有資格者を雇用している

クラブの目的は利用者が自ら健康でありたいとする努力や願いに対し、正しい手法や進路を提示しサポートすることであり、そのための指導ができること、指導体制を整えること、プログラムの構成や維持管理ができることなどが求められる。その任に当たる者として、運動指導に係る資格を保有する者を置くことを求めている。

AED 訓練受講者配置と同様に、全営業時間帯の必置を求めるものではなく、指導的地位にある者が有資格者であることを求める。(資格の例は別記)

具体的チェック：別記の資格を有する者が雇用されていること

②信頼できる事業体

②—1

□本体並びに関連企業に関係する全ての事業が公序良俗に反しておらず、少なくとも3年以内に法人や構成員が重大な法令違反をしておらず、重大な労働災害をおこしていないことを確認している

社会的に適法な企業であること、経営者並びに主要な従業員に反社会的違反者がなく、企業としての労働環境にも配流されていることを求めている。

具体的チェック：企業及び経営者として自己認証できること

②—2

□事故への対応として保険（施設賠償責任保険・傷害保険等）適用が成されている。

施設の利用に伴う事故は起こってしまうことがある。施設の瑕疵や、管理不十分に起因する場合は企業（クラブ）として賠償責任に任ずる必要がある。顧客の負担とひいては企業の負担軽減の為に施設賠償責任保険への加入を求めている。また、利用者に起因する怪我などもどうしても発生する。こうした場合の補償を可能な範囲で考慮するよう方向付けたい。

具体的チェック：利用者に起こった事故に対して何らかの付保がされていること

②—3

□安全衛生管理（従業員の労働環境含む）への適切な対応をしている。

施設の安心・安全は利用する顧客にとって基本的要素であると同時に、従業員の安全管理にも配慮する企業姿勢であることを求めている。労働安全衛生法に準拠する労働環境であること、安全衛生管理者など必要な有資格者を置いていることなどを求めている。

具体的チェック：施設オペレーションマニュアルがあり、安全衛生に係る事項を定めていること、及び企業規模に見合う労働衛生管理体系があること

（４）認証に関する規定

この規定は、本施設認証制度を運用するための手続きを定めたものである。

1. 認証機関

本認証制度は一般社団法人日本フィットネス産業協会（以下本協会）により運用され、認証者は本協会である。

2. 認証申し込み

本認証を受けようとするものは、本協会に対する申し込みとして、別に定める「施設認証基準確認書」及び「会員規約（会則）」を提出するものとする。

また、認証施設を公表・管理するため、認証施設は本協会正会員であることとし、未加盟施設にあつては本協会加盟を申請するものとする。

3. 認証審査

本協会は申し込みを受け、会員規約（会則）条項の妥当性並びに基準確認書による誓約事項確認を行うとともに、本協会会員にあつては執行理事会議において、申請と同時に加盟を希望する企業にあつては理事会において、それぞれ承認決議を行うことにより認証する。

4. 認証施設の取り扱い

①認証された施設は、本協会に別に定める費用を納めるものとする。

②ー1 本協会は認証施設に対し、認定ステッカーを交付する。また、希望により認定証を交付する。認定ステッカーは認証施設の入り口に表示（貼付）するものとし、認定証の取り扱いは施設により判断するものとする。

②ー2 本協会は認証施設に対し、本認証制度のロゴマーク（表象デザイン）データを希望により交付する。認証施設は、自ら発行するパンフレット、ポスター、名刺等にこれを使用できるものとする。

③本協会は本協会ホームページに本認証制度のページを開設し、業界ガイドラインの意義並びにヘルスケアサービスガイドラインに沿った制度であることの広報を行うとともに認証施設を公表する。

④本協会は、認証施設が本ガイドラインに適合しなくなったときは「施設認定基準確認書③」により、認定を取り消すことができる。

また、施設の適合について疑義が生じたときは、本協会理事会において措置を決定する。

5. 本協会は本ガイドラインの各条項及び本規定について、改定の必要あるときは、理事会においてこれを行う。

6. 本協会は本ガイドラインを、フィットネス事業業種に於いて国の定めるヘルスケアガイドラインに即した自主宣言として定めるものであり、原則として2年以内毎に条項の妥当性につきフィットネスサービス提供事業者並びに提供事業者以外の専門家である者により構成される理事会において検証、改版し、改版時の理事名簿を付記するものとする。

2019年12月第1版制定

2020年1月17日改定1.1版

2020年1月28日改定1.2版

2020年9月24日改定1.3版

2023 年 5 月 24 日改定 1.4 版

2024 年 9 月 13 日改訂 1.5 版

一般社団法人 日本フィットネス産業協会

別記 ①—3—1

運動指導関係の資格例（級・レベルは問わない）

- ・（公財）健康・体力づくり事業財団：健康運動指導士・実践指導者
www.health-net.or.jp
- ・ATI（JATI）：（NPO）日本トレーニング指導者協会。
www.jati.jp
- ・（AFAA）：AFAA ジャパン
<https://j-wi.co.jp/store/brand/afaa/>
- ・（日体協）：（公財）日本スポーツ協会
<https://www.japan-sports.or.jp/>
- ・（JAFa）：（公社）日本フィットネス協会。
www.jafanet.jp
- ・（NESTA）：全米エクササイズ&スポーツトレーナー協会（NESTA）ジャパン。
<https://www.nesta-gfj.com/>
- ・（NSCA）：（NPO）NSCA ジャパン。National Strength and Conditioning Association
<https://www.nsca-japan.or.jp/>
- ・（JCCA）：（一社）日本コアコンディショニング協会
<https://jcca-net.com/>

別添「FIA 加盟企業施設認定基準確認書」（３）認定基準（ガイドライン）項目と内容

(一社)日本フィットネス産業協会御中	
(新規申請用) FIA加盟企業施設認定基準確認書	
記入日:	/ /
会 社 名:	印
申込責任者 役職:	氏名:
法人住所:	〒
電話番号:	
e-mail:	
* 本証明書の発行日は、施設認証への申込日より直近3か月以内有効	
FIA加盟施設認証を取得するにあたって、運営する全ての施設が、以下の認定基準を全て満たしていることに相違ないことを誓います。	
記 (各項目を満たしていることを確認後口をチェックしてください。)	
①施設の健全な運営	
〔安全〕	
☐	安全基準としてAEDを適切な場所に設置し、利用者の緊急時に対応している
☐	スタッフが常駐する施設においては、AEDを使用した救命の訓練を受けている者を配置している。
☐	24時間営業の施設を有する ☐ 24時間営業の施設は有さない
☐	24時間営業であり、施設管理者がいない時間帯がある施設に於いては、十分な監視システム並びに緊急対応のシステムを構築している
〔コンプライアンス〕	
☐	適切な会則を持って、適法な運営をしている
☐	入会、退会、休会などに関する規約を明確に提示し、説明と手続きを実施している
☐	月会費、都度利用料、新利用など、かかる費用の全てを誰が見てもわかりやすいように明確に提示している
☐	不当景品類及び不当表示防止法に準拠し、広報・広告などの販促活動を行っている
☐	著作権法に準拠し、(一社)日本著作権協会(JASRAC)に対し、適切な著作権料を支払っている
☐	個人情報保護法に基づき、お客様及び従業員の個人情報管理を行っている。
☐	暴力団対策法に準拠し、入会規定に関する説明と確認を実施している
☐	消防法・建築基準法・都市計画法など国並びに所属する自治体が定める基準に準拠した施設・設備にて運営している
☐	プール及び温浴施設を有する施設においては、保健所などの機関への必要な届出申請を実施していると共に、日々の運営において、定められた水質基準を維持するための水質検査を実施している
＜指導品質＞	
☐	事業主体の社員の中に1名以上の運動指導関係の有資格者を雇用している
②信頼できる事業体	
☐	本体並びに関連企業に関係する全ての事業が公序良俗に反しておらず、少なくとも3年以内に法人や構成員が重大な法令違反をしておらず、重大な労働災害をおこしていないことを確認している
☐	事故への対応として保険(障害保険、施設賠償責任保険等)適用が成されている。
☐	安全衛生管理(従業員の労働環境含む)への適切な対応をしている。
③認定登録の取り消しについて	
●事業を廃止した場合 ●当協会正会員を退会した場合 ●確認・同意事項に虚偽があった場合 ●発行された認定証や認定マークを不当な目的に使用し、許可されていない用途や手法で使用された場合	
チェック	☐ 上記の認定登録取り消し項目について確認しました

1.5 版改版時理事名簿

	氏 名	会 社 名	役 職 名
会長(非常勤)	花 房 秀 治	(株)ティップネス	顧問
副会長(非常勤)	小 林 利 彦	野村不動産ライフ&スポーツ(株)	代表取締役社長
副会長(非常勤)	室 田 健 志	コナミスポーツ(株)	代表取締役社長
副会長(非常勤)	手 塚 栄 司	(株)THINKフィットネス	代表取締役社長
専務理事(常勤)	吉 田 正 昭	(一社)日本フィットネス産業協会	専務理事
理事(非常勤)	安 藤 直 樹	(株)レッツコンサルティング	代表取締役
理事(非常勤)	大 友 康 彰	(株)COSPAウエルネス	代表取締役社長
理事(非常勤)	岡 本 利 治	(株)ルネサンス	代表取締役社長
理事(非常勤)	尾 崎 徹 也	ミズノ(株)	執行役員
理事(非常勤)	笠 原 盛 泰	アイレックススポーツライフ(株)	代表取締役会長
理事(非常勤)	田 畑 晃	(株)ダンロップスポーツウエルネス	顧問
理事(非常勤)	年 永 文 明	JR東日本スポーツ(株)	常務取締役 総合企画開発部門長
理事(非常勤)	西 村 仁 宏	グンゼスポーツ(株)	代表取締役社長
理事(非常勤)	新 田 広 一 郎	大塚製薬(株)	執行役員リレーショナルマーケティング担当
理事(非常勤)	原 田 宗 彦	大阪体育大学	学長
理事(非常勤)	古 屋 武 範	(株)クラブビジネスジャパン	代表取締役編集長発行人
理事(非常勤)	増 本 岳	(株)カープスホールディングス	代表取締役社長
理事(非常勤)	山 崎 幸 雄	セントラルスポーツ(株)	相談役
理事(非常勤)	吉 田 康 志	(株)エイム	代表取締役社長
監事(非常勤)	佐 々 木 剛	TSO International(株)	代表取締役社長
監事(非常勤)	滝 田 裕	滝田法律事務所	弁護士
監事(非常勤)	高 橋 保 行	高橋会計事務所	公認会計士・税理士

以上

宣言書

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 殿

下記の事項について、本書面で誓約致します。

記

- ☑ 策定した業界自主ガイドライン等は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の記載事項を踏まえ策定していることを宣言します。
- ☑ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を遵守していることの説明責任は、策定を行った業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ☑ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した業界自主ガイドライン等に基づき、会員企業等が提供するヘルスケアサービスが、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた会員企業等が当該損害についての全責任を負うものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ☑ ロゴマークの使用は、業界自主ガイドライン等の普及のための活動のみに限るものであり、会員企業等がロゴマークを使用することはありません。
- ☑ 会員企業等に対し、ロゴマークを使用することがないように周知徹底します。
- ☑ ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用等を含め、業界団体が負担します。
- ☑ 会員企業等に対し関係法令等の遵守の徹底を図り、健全なヘルスケア産業の発展に努めます。
- ☑ 経済産業省から要請がある場合は、ヘルスケアサービス提供実態やロゴマーク使用実態等の報告を行うものとします。
- ☑ 本宣言書及び別表は、業界自主ガイドライン等内に別添することで公知します。

以上

令和6（2024）年10月15日

FIA 加盟企業施設認証制度

（一般社団法人）日本フィットネス産業協会

会長 花房秀治

※事務局長 松村 剛

info@fia.or.jp

「あり方」に示された踏まえるべき観点 チェックリスト

	「あり方」 該当箇所	踏まえるべき観点	理由・根拠
1	(ア) 透明性	1)	業界自主ガイドライン等の公開
2		1)①	策定委員会メンバー構成の適切性 専門性のある意見を聴取できる者の参画
3		1)②	制度を所管する関係省庁（課室）への確認 ①2019年健康寿命延伸創出推進事業として整備を行い、内容を確認。 ②2023年より経済産業省ヘルスケア産業課と改訂協議
4		1)③	議事要旨や関連資料等の公開
5		2)	社会的責任に関わる情報の策定や開示 要件に関し以下の基準の設置 ・コンプライアンスの順守に関し、適切かつ明確な会則の提示／・不当景品類及び不当表示防止法の順守／・個人情報保護／・暴力団対策法の順守等、利用者が安心して健康の保持増進のための運動を行える施設と、指導の提供の場として順守すべき基準を設置し、公表する。
6	(イ) 客観性	1),2),3)	ヘルスケアサービスの安全性及び効果の裏付けとなるエビデンスを開示する体制の整備 健康の保持増進を目的とした運動効果については既に多くのエビデンスが医療系学会、健康体力医学会等で広範囲に発表されている。また、1名

				以上の運動指導関係の有資格者の雇用や AED の適切な配置・救命の訓練を受けた者の配置等の指導品質や安全を確認する基準を設けている。
7		4),5)	開示される安全性やエビデンスにおける用語の定義や情報源、対象者、測定方法等の明示	基本的な運動の効果測定、利用者の目標設定のあり方については、既にいくつかの業界において横断的に認知された手法が確立されている。
8	(ウ) 継続性	1)	人的資源や財政基盤の明示	認定を受ける事業体に於いて、1 名以上の運動指導者関係の有資格者の雇用を認定基準として明記。財政基盤の安定性に関する担保の基準として、最低 3 年以上の本事業の継続性を確認する基準を設けている。 なお、事業者の経営情報開示については当協会内に於ける今後の協議事項とした。
9		2)	ヘルスケアサービスを中止する場合の補償や事業者における対応等の明示	①賠償責任保険や傷害保険等の保険加入対応を基準として設けている。②入会、退会、休会などに関する規約を明確に提示し、説明と手続きを実施していることを確認する基準を設けている。

※枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。

(別紙3)

業界自主ガイドライン等に入れるべき項目の骨子 チェックリスト

番号	入れるべき項目の骨子	業界自主ガイドライン等の該当ページ
1	ガイドラインの趣旨・背景	2 ページ (1)
2	ガイドラインの適用範囲	2 ページ (2)
3	ヘルスケアサービスの品質を確保するための仕組み	3 ページ (3)
4	ガイドラインで使用する用語及び定義	業界外に判りにくい用語については解説・参照先等を記載する。
5	想定される仲介者及び利用者	①利用者＝施設利用者及び利用予備群 ②仲介者＝現在制度化されていない。健康保険組合を通じた仕組みを模索中
6	ヘルスケアサービス事業者が遵守すべき事項とその実施体制	3 ページ以降の「認定基準」として示す。
7	保持しておくべきエビデンスの内容とその開示体制	認証を受ける企業は「基準確認書」(9 ページ別添資料) にて本解説が公開する認定基準をすべて満たしていることを誓約する。
8	仲介者、利用者に情報提供すべき内容や広告表示のあり方	ガイドライン確認条項「コンプライアンス」4 項 (5 ページ) で表示。
9	関係する法令・制度、標準規格、業界自主ガイドライン等	フィットネス施設運営に係る遵守すべき法令

		(当ガイドラインに掲載のもの) * FIA 会員契約適正化指針 (5 ページ) * 景品表示法 (5 ページ) * 著作権法 (6 ページ) * 個人情報保護法 (6 ページ) * 暴力団対策法 (6 ページ) * 消防法・建築基準法・都市計画法 (7 ページ) * 自治体プール条例・公衆浴場法 (7 ページ) * 労働安全衛生法 (7 ページ)
10	ガイドラインの有効期間	改訂から 2 年間とする条項を (4) 認証に関する規定に新設。

(別紙 4)

業界自主ガイドライン等の見直しに当たって特に確認する事項 チェックリスト

番号	見直しに当たって特に確認する事項	確認結果
1	想定する仲介者や利用者の変化、仲介者や利用者のニーズの変化	利用者高齢化傾向は不変。仲介者として健康保険組合との連携を進行中。
2	関係する法令や規格等の変更の有無	前改訂（1.4 版、2023 年 5 月 24 日）においてコロナの感染症法上の位置づけが変更。
3	ヘルスケアサービスに関する新たなエビデンスデータ等の公表の有無	改訂事項無し
4	ヘルスケアサービスの安全性、予防・健康上の効果についての再検証の必要性	改訂事項無し
5	業界自主ガイドライン等に定められた事項の事業者の遵守状況	認定申請時、「運営するすべての施設が、認証基準のすべてを満たしていること」を誓約（3 ページ（3））

※枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。